

政令第三百四十一号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成十六年十二月一日とする。